

自立支援教育訓練給付金について

※受講前に事前相談・申請が必要です。

【目的】

ひとり親家庭の母または父である方の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、受講に要した経費の一部を給付し、自立の促進を図ることを目的とします。

【対象者】

- ◆ 20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母または父子家庭の父
- ◆ 佐世保市に住所があること
- ◆ 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準であること
- ◆ 教育訓練を受けることが、適職に就くために必要である方
- ◆ 過去に、自立支援教育訓練給付金を受けたことがない方

※過去に、高等職業訓練促進給付金、雇用保険制度の職業訓練受講給付金・教育訓練給付金を受給した方については、適職への就職に真に結びつく認められる場合に限りです。

※ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金（入学準備金50万円）との併用はできません。

【対象講座】

- ◆ 雇用保険制度の「一般教育訓練給付金」または「特定一般教育訓練給付金」若しくは「専門実践教育訓練給付金」の指定教育訓練講座（厚生労働省ホームページ参照）

【支給額】

（円未満切り捨て）

受講開始時	一般教育訓練給付金指定講座 特定一般教育訓練給付金指定講座	専門実践教育訓練指定講座
雇用保険の教育訓練給付金受給資格がない方	経費の60%の額 （上限：20万円、 下限：1万2千円）	経費の60%の額 （上限：修業年数×40万円・160万円 を超える場合は160万円、下限：1万2千円）
雇用保険の教育訓練給付金受給資格者	上記の額から教育訓練給付金の額を差し引いた額	上記の額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

※専門実践教育訓練給付金の受給資格者で雇用保険制度から受講費用の70%が支給されるときは、自立支援給付金の支給はありません。

経費に含まれるもの

入学料、受講料（受講に際して支払った受講費・授業料・教科書代・教材費）、左記にかかる消費税

経費に含まれないもの

検定試験の受験料、受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、各種行事参加費用、学債等将来受講者に対して還付が予定されている費用、通学交通費、パソコン等の器材、施設設備費等

手続きの流れ

【講座受講前】

事前相談

受講の必要性をお尋ねするとともに、支給要件や対象講座、必要書類などについて説明します。

対象講座
指定申請

受講開始日の 14 日前までをめぐに必要書類をそろえて、対象講座指定申請をしてください。

（書類に不備や疑義がある場合は、再度来所していただくことがあります。）
※通信制の場合は、教育訓練施設の教材発送予定日、通学制の場合は通学初日を受講開始日とします。

市
対象講座
指定

申請書類を審査し、対象講座指定通知を送付します。

教育訓練経費の領収書は、給付金申請の際に必要なになりますので保管しておいてください。

講座受講

指定を受けた講座を受講してください。

対象講座修了後に改めて給付金支給申請を行う必要があります。

【講座修了後】

給付金
支給申請

対象講座の受講修了日から起算して 30 日以内に、必要書類をそろえて、支給申請をしてください。

（書類に不備や疑義がある場合は、再度来所していただくことがあります）
※雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方は、先に教育訓練給付金の支給申請を行い、支給額が確定した日から起算して 30 日以内に申請してください。

市
給付金
支給決定

申請書類を審査し、給付金支給決定通知を送付します。

請求書
提出

請求書に必要事項を記入し、振込口座が分かるもの（預金通帳等）を添えて提出してください。

市
給付金支給

給付金を指定の金融機関に振り込みます。

【問い合わせ先】〒857-0042 佐世保市高砂町5-1
佐世保市子ども未来部 子ども支援課
（直通電話）0956-25-9717

【必要書類】

手続きに必要な書類	備 考	事前相談	指定申請	給付申請
受講内容、経費等がわかる書類（パンフレット等）		○		
児童扶養手当証書（受給者のみ）	8月から10月の間の申請には不要	○	○	○
対象講座指定申請書	佐世保市様式第1号		○	
対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本 対象者と児童の戸籍が別である場合はそれぞれ必要	原本（指定申請時及び給付申請時点のもの）		○	○
雇用保険制度の「教育訓練給付金支給要件回答書」	ハローワーク発行		○	
マイナンバーカード、通知カード マイナンバー不明のときは住民票全部の写し及び児童扶養手当を受給していない方は課税証明書	マイナンバーは提示のみ		○	
対象講座指定通知書	講座指定申請後に佐世保市が決定・通知したもの			○
支給申請書	佐世保市様式第4号			○
教育訓練修了証明書の写し	教育訓練施設長発行			○
受講者本人が支払った教育訓練経費の領収書 施設の名称、受講者の氏名、領収額、領収日、教育訓練講座名等の内訳が分かるもの	教育訓練施設長発行			○
「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」 （雇用保険の教育訓練給付金の受給資格者）	ハローワーク発行 雇用保険の教育訓練給付金支給金額確認のため			○
「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」 ※被保険者として雇用された場合の追加支給を受けていないことを確認後、自立支援給付金を支給します。	ハローワーク発行 受講修了翌日から1年経過以後発行のもの			○
請求書（押印必要）	佐世保市様式第6号			○
金融機関の通帳	給付金振込先確認			○
16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書	（様式第3号）			
その他				

注意！課税状況の確認

- 8月から10月までの間に申請する場合は、児童扶養手当証書ではなく前年の所得額により確認する。（児童扶養手当が11月に改定されるため）
- 児童扶養手当証書で確認ができないとき
 - 1月から7月までの間に申請する場合は、前々年の所得額
 - 8月から12月までの間に申請する場合は、前年の所得額
 - 所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者は、「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第3号）」の提出及び当該控除対象扶養親族の所得の額の確認

参考（手持ち）

雇用保険制度の受講費用助成

	一般教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金
受給額	受講者が支払った訓練経費の20% 上限10万円（訓練修了後支給）	受講者が支払った訓練経費の40% 上限20万円（訓練修了後支給）
受給資格	<ul style="list-style-type: none"> 初めて給付を受ける場合 被保険者期間が1年以上 過去に受給したことがある場合 前回の受講開始日から次の受講開始日前までに、被保険者期間が3年以上 	<ul style="list-style-type: none"> 初めて給付を受ける場合 被保険者期間が1年以上 過去に受給したことがある場合 前回の受講開始日から次の受講開始日前までに、被保険者期間が3年以上
対象講座 例	簿記、Webクリエイター、建築CAD、インテリアコーディネーター	社労士、税理士、宅建、介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、ITSSレベル2以上の情報通信技術資格

	専門実践教育訓練給付金
受給額	受講者が支払った訓練経費の50% 上限40万円/年（6か月ごとに支給） 資格取得後1年以内に雇用された場合20%を追加支給 上限：50%分と合わせて56万円/年 （資格取得し雇用された後支給）
受給期間	1年以上3年以内
受給資格	<ul style="list-style-type: none"> 初めて給付を受ける場合 被保険者期間が2年以上 過去に受給したことがある場合 前回の受講開始日から次の受講開始日前までに、被保険者期間が3年以上
対象講座 例	看護師、美容師、理学療法士などの業務独占資格及び保育士、調理師などの名称独占資格、専門職大学院、専門学校の職業実践専門課程など